

入札公告

令和 7 年 10 月 31 日

下記のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人国際交流基金
契約担当職 理事 古屋 昌人

記

1. 調達内容

- (1) 調達件名: 令和 7 年度東南アジア・パートナーシップ (JFSEAP) ・プログラム ASEAN 次世代専門家グループ招へい事業国内接遇業務委託契約
- (2) 業務内容: 入札説明書及び仕様書に記載のとおり
- (3) 契約期間: 契約締結日から令和 8 年 (2025 年) 3 月 10 日まで
- (4) 履行場所: 入札説明書及び仕様書に記載のとおり
- (5) 入札方法: 一般競争入札 (総合評価落札方式〔加算〕) による
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第 16 条又は第 18 条の規定に該当しない者であること。会計細則については下記枠内参照。

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争入札及び会計規程第 24 条に定める指名競争 (以下「競争」という。) に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和 7・8・9 年度の競争参加資格 (全省庁統一資格) の「役務の提供等」において「A」「B」「C」

または「D」等級を有する者であること。

全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと(独立行政法人国際交流基金(以下「JF」という。)では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること)。

※統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (3) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) 企業、民間団体等、本業務に関する契約をJFとの間で直接締結できること。また、JFから提示された契約書に合意すること。
- (5) JF との契約に関して過去 1 年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 旅行業法における第 1 種旅行業者又は第 2 種旅行業者の登録を受けた者であること。
- (7) 定期的に JF 本部事務所(東京都新宿区四谷)またはオンラインでの打ち合わせに参加することが可能な者であること。
- (8) 下記 5.により提出を求める書類に対する事前審査を通過した者であること。
- (9) その他入札説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

3. 入札説明書・仕様書の交付方法

(1) 交付方法

交付希望者に対し、ファイル添付の上、電子メールにて交付を行う。

(2) 申し込み期間

令和 7 年 10 月 31 日(金)～11 月 13 日(木)16 時まで、件名を「ASEAN グループ招へい入札」とした上で、下記9.の連絡先まで電子メールにて請求すること。

4. 入札説明書等に関する質問

入札説明書を参照すること。

5. 事前審査書類の提出

入札説明書を参照すること。

6. 入札・開札

(1) 日時:令和 7 年 11 月 25 日(火)11 時

(2) 場所:東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

JF 本部 会議室 A-3(1 階)

(3) 開札:入札後即時開札する。落札結果は JF のホームページで公表する。

(4) 上記入札・開札に立ち会うことができない場合:

郵送等(宅配便等を含む。以下同じ)による入札書類の提出を受け付ける。その場合、入札書は書留・宅配便等追跡可能な手段により、下記9.の担当者宛に以下の提出期限までに到着するように送付し、WEB 追跡システム等で到着を確認すること。持参する場合は事前に下記9.の担当者に連絡のうえ同提出期限までに提出すること。なお、入札書類であることがわかるように、封筒には「ASEAN グループ招へい入札書類在中」等と朱書きすること。

提出期限:令和7年11月21日(金)17時(必着)

7. 入札方法及び落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

8. 契約及び契約条件等

- (1) 契約書作成の可否:要
- (2) 契約保証金:免除
- (3) その他:入札説明書を参照のこと

9. 担当部署及び連絡先

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-4 四谷クルーセ

独立行政法人国際交流基金 国際対話部事業第1チーム

担当:河野／藤谷

E-mail:gp1_info@jpf.go.jp

※土・日・祝日を除く平日9時30分～18時00分

※電子メールで連絡する際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

10. その他

- (1) 入札、契約手続きにおいて使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 入札の無効:本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以 上